

地域密着型サービス事業所開設者  
介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所開設者 様

中野市長 湯本 隆英  
(公印省略)

令和 8 年度介護職員等処遇改善加算に係る処遇改善計画書の提出について (通知)

平素は、本市の介護保険事業の運営に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 8 年度に介護職員等処遇改善加算を算定しようとする市指定の介護サービス事業者等は、「厚生労働大臣が定める基準」(平成 27 年厚生労働省告示第 95 号)に定める介護職員等処遇改善加算処遇改善計画書を作成し、届け出る必要があります。

つきましては、介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和 8 年度分)(令和 8 年 3 月 13 日付け老発 0313 第 6 号厚生労働省老健局長通知。以下「国通知」)に基づき、下記により計画書を提出してください。

記

1 提出書類

(1) 処遇改善加算計画書

- ① 基本情報入力シート (別紙様式 2)
- ② 介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書 (令和 8 年度) (別紙様式 2-1)
- ③ 個票 (別紙様式 2-2 個表 4、5 月分) (別紙様式 2-3 個表 6 月分)

※ 様式は長野県と同一様式です。

(2) 介護給付費 (介護予防・日常生活支援総合事業費) 算定に係る体制等に関する届出書

- ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (別紙 3-2)  
(又は介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書 (別紙 50))
- ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙 1-3-2)  
(又は介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙 1-4-2))

※ 一覧表エクセルファイルについて、届出該当サービス行以外は削除してください。

2 提出期限

令和 8 年度に処遇改善加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、下記の期日までに計画書及び体制届を併せて提出してください。

法人の従前・新規別	計画書・体制届出書 提出期限
・従前サービスのみを運営している法人	令和 8 年 4 月 15 日 (水)
・従前サービスと新規サービスを併せて運営している法人	
・新規サービスのみを運営している法人	令和 8 年 6 月 15 日 (月)

※従前サービス：従前から処遇改善加算が設定されているサービス

(以下に記載の新規サービス及び加算算定非対象サービス((介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導)を除く)

※新規サービス：新たに処遇改善加算が設けられたサービス

((介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援をいう。)

※令和8年4月以降に新規算定する事業所を含む法人及び令和8年4月に加算区分が変更になる事業所を含む法人の計画書と体制届の提出期限も、令和8年4月15日(水)です。

※計画書は、処遇改善を行う全ての法人で提出が必要です。体制届は、下記早見表の「体制届の提出必要有無」欄が「○」の区分の事業所で提出が必要です。

早見表

処遇改善加算を算定する期間及び算定する処遇改善加算の区分			届出書提出必要有無	
～3月	4～5月	6月～	4月	6月
I	I	Iイ	×	○
		Iロ	×	○
II	I	Iイ	○	○
		Iロ	○	○
	II	Iイ	×	○
		Iロ	×	○
		IIイ	×	○
		IIロ	×	○
III	I	Iイ	○	○
		Iロ	○	○
	II	Iイ	○	○
		Iロ	○	○
		IIイ	○	○
		IIロ	○	○
	III	Iイ	×	○
		Iロ	×	○
		IIイ	×	○
		IIロ	×	○
III	×	×		
IV	I	Iイ	○	○
		Iロ	○	○
	II	Iイ	○	○
		Iロ	○	○
		IIイ	○	○
		IIロ	○	○
	III	Iイ	○	○
		Iロ	○	○
		IIイ	○	○
		IIロ	○	○
		III	○	×
	IV	×	×	

### 3 提出方法・提出先

#### (1)提出方法

郵送・持参、電子メール、電子申請・届出システムいずれかによる

※メール件名は「令和7年度介護職員等処遇改善加算計画書(法人名)」としてください。

※郵送又は持参の場合は1部提出。

#### (2)郵送・持参の場合の提出先

中野市高齢者支援課

・地域密着型サービス・居宅介護支援事業所…介護保険係へ提出

・介護予防・日常生活支援総合事業…介護予防包括支援係へ提出

※計画書に記載する事業所を指定する指定権者（県、中核市（長野市、松本市）、市町村・広域連合）全てに対して提出してください。

※複数の事業所を開設する法人等が、複数の事業所をまとめて作成する場合及び法人等で一括して作成する場合には、同一の計画書を各指定権者へ提出することとなります。

### 4 その他

#### (1)各種様式について

本市公式ホームページに掲載していますので御確認ください。

トップページ → 「暮らしのシーンから探す」 → 「高齢者・介護・障がい者」 → 「介護保険（事業者向け情報）」 → 「介護職員等処遇改善加算について」

#### (2)ご質問等について

令和8年度介護職員等処遇改善加算についてのご質問は、以下の厚生労働省コールセンターにお問い合わせください。

○介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター

Tel : 050-3733-0222 （受付時間：9:00～18:00（土日含む））

〒383-8614 中野市三好町一丁目3番19号  
中野市 健康福祉部 高齢者支援課  
（課長）小林  
（担当）（地域密着・居宅介護支援関係） 長嶺  
（総合事業関係） 北沢  
電話：0269-22-2111（内線365）  
FAX：0269-22-2295  
電子メール：kaigo@city.nakano.nagano.jp